

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定
電気通信設備に関する接続約款の変更案」に対する提出意見

－ 網終端装置に係る接続メニューの変更等－

(意見募集期間: 令和2年3月27日(金)～同年4月24日(金))

意見提出者一覧

計 6件(法人等2件、個人:4件)

(敬称略)

受付	意見提出者
1	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
2	EditNet株式会社
3	個人A
4	個人B
5	個人C
6	個人D

該当箇所	御意見
<p>NTT 東日本附則 (令和元年(2019年)6月25日東相制第18-00108号)第6項「本機能は(略)補完的な機能と位置付け、令和3年6月末日まで、接続の申込み及び接続用設備の設置の申込みの受付を実施するものとします。」</p>	<p>附則第6項で規定されているC-20型およびC-50型については、接続約款の定めと異なる網改造料の取扱いが行われていたことが指摘されました。</p> <p>その際、附則の網終端装置を利用しないでも円滑なインターネット接続が可能であるようNTT東日本において適切な対処が行われることを前提として、ISP事業者が追加的、個別専有的に設備を増強させる必要がある場合の補完的な機能として、期間を限定した経過措置として接続約款に位置付けられたものです(令和元年(2019年)6月21日情報通信行政・郵政行政審議会答申において示された「考え方17」)。</p> <p>当初の期限である2020年6月までに、経過措置が必要な状態は解消すべきです。附則の網終端装置を利用しないでも、少なくとも新規に申し込まなくても、十分円滑なインターネット接続が可能であるようNTT東日本は適切な対処を行う必要があります。</p> <p>外出抑制やテレワークの増加はインターネットトラフィックの増加に拍車をかけることが見込まれます。本則の網終端装置(B型、C型)の増設基準を少なくともC-20型と同じ基準まで引き下げることで(そしてトラフィックベースに移行し)、経過措置を延長することなく、円滑なインターネット接続が可能となるようにすべきと考えます。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>
<p>接続約款料金表 網改造料(53)ア欄(NTT東日本) (51)ア欄(NTT西日本)</p>	<p>約款には直接規定されていないものの、NTT東西が総務省に報告した内容では、E型網終端装置の増設基準が16000セッションになっているようです。仮に1Gbps超のメニューを収容するためにE型を利用する場合、1人当たりの帯域はC-20型(最大1Gbpsのメニューを収容)と同程度になってしまうため、E型だけを使って円滑なインターネット接続ができないおそれが出てきます。1Gbps超のメニューを利用するユーザは平均トラフィックが従来のメニューの利用者より多いことが見込まれますので、それを考慮して、ユーザが困らない増設基準を設定すべきと考えます。</p>

	(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)
接続約款料金表 網改造料(53)ア 欄(ア)(NTT 東 日本)(51)ア欄 (ア)(NTT 西日 本)	<p>NTT 東西が総務省に報告した内容では、地域事業者向けメニューについて、1 事業者 3 台までは 300 セッションを増設基準とするとされています。しかしながら、地域事業者でも近隣県でのサービス提供を行っているなど、3 台を超える構成になることは容易に予想されることから、実際に利用する地域事業者の意見を聴き、ユーザへのサービス提供に不自由のない台数を提供するよう要望します。</p> <p>なお、トラヒックが伸び続ける中、網終端装置の増強が必要なのは地域事業者に限らないことから、大手事業者を含めたどの事業者であっても、ユーザへのサービス提供に困らない台数の網終端装置を提供できるよう規定するべきと考えます。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>
附則(令和元年 (2019年)6月25 日東相制第18- 00108号)第6項 「本機能は(略) 補完的な機能と 位置付け、令和 3年6月末日ま で、接続の申込 み及び接続用設 備の設置の申込 みの受付を実施 するものとしま す。」	<p>NTT 東日本の附則第 6 項に規定する C-20 型および C-50 型の網終端装置については、以前の意見募集などの際に、接続約款の定めと異なる網改造料の取扱いが行われていたことが接続事業者などから指摘されました。</p> <p>その際、必ずしも C-20、C-50 型の網終端装置を利用することなく、円滑なインターネット接続が可能であるよう NTT 東日本において適切な対処が行われることを前提として、ISP 事業者が追加的、個別専有的に設備を増強、せる必要がある場合の補完的な機能として、期間を限定した経過措置として接続約款に位置付けられたものです(令和元年(2019年)6月21日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申において示された「考え方 17」)。</p> <p>経過措置が必要な状態は、当初認められた 2020 年 6 月までに解消すべきであり、安易に延長が認められるべきではありません。附則の網終端装置を利用しないでも、少なくとも新規に申し込まなくても、円滑なインターネット接続を提供することが十分可能であるように、NTT 東日本は適切な対処を行う必要があります。</p> <p>現在の外出抑制やテレワークの増加はインターネットトラヒックの増加に拍車をかけることが見込まれます。本則の網終端装置(B 型、C 型)の増設基準を少なくとも C-20 型と同じ基準まで引き下げれば、経過措置を延長する必要はありません。その後増設基準をトラヒックベースに移行させるなど、円滑なインターネット接続を可能とするために、十分な対応をすべきです。</p> <p>(EditNet 株式会社)</p>

<p>接続約款料金表 網改造料(53)ア 欄(51)ア欄</p>	<p>認可申請内容には直接含まれないものの、NTT 東西が総務省に報告した内容では、E 型網終端装置の増設基準が 16000 セッションになっているようです。仮に 1Gbps 超のメニューを收容するために E 型を利用する場合、1 人当たりの帯域は C-20 型(最大1 Gbps のメニューを收容)と同程度になってしまうため、E 型だけを使って円滑なインターネット接続ができないおそれが出てきます。1Gbps 超のメニューを利用するユーザは平均トラフィックが従来のメニューの利用者より多いことが見込まれますので、それを考慮して、ユーザが困らない増設基準を設定していただきたいと思います。</p> <p>(EditNet 株式会社)</p>
<p>接続約款料金表 網改造料(53)ア 欄(ア)(51)ア欄 (ア)</p>	<p>認可申請において直接記載されてはいませんが、NTT 東西が総務省に報告した内容では、地域事業者向けメニューについて、1 事業者 3 台までは 300 セッションを増設基準とするとされています。ただ、地域事業者でも近隣県でのサービス提供を行っているところはあり、また、設計したいでは単県での提供でも、3 台を超える構成になることが十分予想されます。地域事業者の意見を十分聴き、必要な台数を確保できるような規定にされるよう要望します。</p> <p>なお、トラフィックが増加し、ネットワークが混雑する問題は、地域事業者に限ったものではありません。すべての利用者の利益のために、事業者の規模を問わず、円滑なインターネット接続のために必要な網終端装置を付けていただくよう要望します。</p> <p>(EditNet 株式会社)</p>
<p>附則 1 この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。</p>	<p>これまでの NTT 東西の説明では、PPPoE 方式の実現に必要な装置の開発には、2019 年 2 月に着手されたとのことでした。ところが、今回の認可申請手続に関する総務省の添付資料では、NTT 東西が 10G 網終端装置の開発に着手したのが 2019 年 12 月とされています。PPPoE 方式でのサービス提供には網終端装置が必要であり、その開発期間が必要なことは当然です。また、10Gbps の網終端装置は既存メニューの混雑対策のためにも意見書などで要望がされ、研究会などでも取り上げられてきたものであり、10Gbps のメニューやそのための装置の開発スケジュールと関係なく、早期に実施することが可能であり、その意味もあつたはずで、PPPoE も IPoE と同等に開発リソースの配分を受けられていたか疑問です。この点について、研究会などでも検証していただくことを要望します。</p> <p>(EditNet 株式会社)</p>

-	<p>総務省が、第一種電気通信事業者、光コラボ業者(含む接続業者)、ISP 業者、および、宅内ルータ製造または販売業者に次の徹底をお願い致します(10GBase-T ではより線導体 LAN ケーブルの耐湿度経年劣化の問題が検証されていないからです)。</p> <p>サービス案内留意事項および宅内ルータ説明書には、必ず、下記を記述する；</p> <p>「10GBase-T に使用するケーブルは Cat.6A(単線導体) <より線導体は禁止>、コネクタは RJ45(ストレート)」</p> <p>(事務局注:添付資料は大部のため省略)</p> <p>(個人A)</p>
-	<p>USA のメーカ BELDEN のカタログを参照下さい。Cat6A, Cat6+の Cat.6A 本体ケーブルはもちろん、パッチコード、ジャンパーコードにも、より線導体製品は存在しません。産業用 LAN ケーブルでも Cat 6A はより線導体は製品に存在しません。日本のメーカはより線導体に執着し、技術が停滞してしまっています。必ず、<より線導体は禁止>の文言は入れさせて下さい。</p> <p>つまり、サービス案内留意事項および宅内ルータ説明書には、必ず、下記を記述する；</p> <p>「10GBase-T に使用するケーブルは Cat.6A(単線導体) <より線導体は禁止>、コネクタは RJ45(ストレート)」</p> <p>(事務局注:添付資料は大部のため省略)</p> <p>(個人A)</p>
-	<p>3月27日の「意見」を補助する資料を添え付けます。</p> <ol style="list-style-type: none"> より線導体のロスではなく、特性インピーダンスの増加、特に短い(例10m)より線導体パッチコードが全区間長に使用されると、不整合反射のハンブ振幅は、短尺なほど大きく、問題が大きいことを示すデータを追加しました。(添え付けワードファイルの3.(3)項を参照下さい。) NTT 東光クロスのサイトのダウンサイトに、「IP 通信網サービスのインターフェース」第3分冊、第39版2020年3月16日制定(フレッツ光クロスの追加)がありました。pdfファイルを添え付けます。問題点は下記です。 <ol style="list-style-type: none"> (1)2.2.2項 適用ケーブルに。10GBase-T の場合は、Cat6A 以上の4対非シールドより対線(UTP)ケーブルを使用、とあります。 JEITA の JIX X 5150 規格文書が問題なのですが、JIS 規格の文書にある「より対線」という用語を使用しています。 JIS X 5150 規格文書がより線導体 LAN ケーブルの制限を不記載で明確化されていない上に、日本のメーカはパッチコードに

	<p>充実導体を製品化していないという現実を考えた場合、対より線(または対撚線)が正しい用語なのに、「より対線」という紛らわしい用語が、この第3分冊 フレッツ光クロス2.2.2項適用ケーブルでさらに、10GBase-Tにより線導体が使用可能の誤解混乱が拡散されます。(より線導体の数年の吸湿(シールド対より線は吸湿速度が遅いだけで吸湿飽和レベルは同じ)の問題が理解されていない状態での、39版の文書編集と思います。)</p> <p>3. 重ねて、同じ意見を言います。NTT が責任範囲外を含む混乱を収めることはできません、総務省の明確な指導で、10GBase-Tの本格化前に<より線導体禁止>を徹底お願い致します。下記の文言で、エンドユーザのインターフェースで止めれば、より線導体使用の商流は止められます。</p> <p>意見:</p> <p>総務省が、第一種電気通信事業者、光コラボ業者(含む接続業者)、ISP 業者、および、宅内ルータ製造または販売業者に次の徹底をお願い致します(10GBase-Tではより線導体 LAN ケーブルの耐湿度経年劣化の問題が検証されていないからです)。</p> <p>サービス案内留意事項および宅内ルータ説明書には、必ず、下記を記述する;</p> <p>「10GBase-T に使用するケーブルは Cat.6A(単線導体) <より線導体は禁止>、コネクタは RJ45(ストレート)</p> <p>(事務局注:添付資料は大部のため省略)</p> <p>(個人A)</p>
-	<p>フレッツ光クロス(ISP 接続方式が PPPoE 方式であるものの提供時期について契約約款の一部改正に賛同致します。</p> <p>つきましては IPoE 方式サービス提供開始となる4月と PPPoE 方式提供開始となる10月までに NTT 東西及びフレッツ光プロバイダにお願いがあります。</p> <p>現在通信サービスの違法なキャッシュバックと勧誘事業者へのインセンティブが原因で捏造情報で顧客を騙して加入させる詐欺が横行しています。</p> <p>一例をあげますと「一気に10倍!最大10Gbpsのフレッツ光クロスのデメリットと注意点!」の様な目を引くタイトルを使い内容の解説で「極端に速度が上がらない」「さらに料金が高くなる」「提供エリアが狭い」といった内容でユーザーを勘違いさせる様な解説を行</p>

	<p>いページ下部で「GMGとくとくBB」(GOM インターネット社)「ドコモ光」「au 光」「SoftBank 光」(いずれもプロバイダはGOMとくとくBB)のステルスマーケティング行う低知能の馬鹿が作ったような低品質スパムサイトが乱立しています。</p> <p>おそらくこの低知能の馬鹿にステルスマーケティングを委託したのはプロバイダである GMO インターネット社なのでしょうが、このような詐欺広告で顧客を募る行為がインターネット黎明期から横行しているのは流石にまずいです。</p> <p>ADSL の最盛期や地デジ移行期にネットの必要ない高齢者世帯に無理にインターネットを契約させ使わないのに料金を搾り取る詐欺の様な行為から10年近くが経過しますがそのような犯罪を行った首謀者である各プロバイダと通信サービス提供事業者を摘発してこなかった事が現在の詐欺行為の蔓延状態を作り出しています。</p> <p>通信行政として詐欺行為を行う者とそれで間接的に利益を得る者を徹底的に叩きつぶし破滅させる制裁が必要です。</p> <p>この行為はかんぽ生命保険の不適切販売と同等の悪質な行為であり、内部調査を行い該当するステルスマーケティングがおこなわれている全プロバイダ名と勧誘代理店の名前、経営者氏名公表と不当な勧誘が行われた件数をかんぽ生命保険の不適切販売と同じように公表すべきである。</p> <p>(個人B)</p>
-	<p>案の定国内通信量の増加で回線が輻輳する懸念が出てきました。</p> <p>国内通信事業者とISPの構造的な問題である収容ルータのある最寄りのNTT電話局からユーザー宅までの回線は過剰とも言えるオーバースペックな高速回線であるが、収容ルータから中継ルータ局、中継ルータ局の接続点から各ISPまでの回線やISP内部での通信網が十分でない為輻輳し速度低下が主にトラフィックが集中する夜間に発生していました。</p> <p>しかし、リモートワークの増加と自宅内での余暇消費に動画サイト閲覧等で日中にGB単位の個人ユーザーのトラフィックが発生する事でインフラの負荷が増加しこのような事態を招いた。</p> <p>震災・昨年の台風時等の天災時に急激なトラフィックの増加でインフラの輻輳が明らかになっても通信会社は場当たりの対処だけで根本的な通信網の絶対量が不足している事を放置している。</p> <p>通信インフラは今後起きうる大規模災害時の生命線となるモノでありこのような不足が懸念される事はあってはならない。</p> <p>将来高確率で起きる東南海地震等の大規模災害に備える意味でも通信網の増強・二重化を強く推奨するべきである。</p>

	<p>通信各社においては事業者間での競争も重要であるが、あまりに顧客争奪に躍起になるあまり通信網整備を疎かにしている現在の状態を政令や新たに法律で強制してでも改善させるべきである。</p> <p>国内通信量、4割増加 外出自粛でデータ通信に停滞懸念(2020/4/4 2:01 日本経済新聞)</p> <p>https://www.nikkei.com/article/DGXMZ057673980U0A400C2MM8000/</p> <p>(個人B)</p>
-	<p>各通信会社とも色々要求してくるが、その要求をする前に各企業のコンプライアンス違反を解消してから言ってほしい。</p> <p>例として事実上盗品・違法品売買マーケットと化しているヤフオク・メルカリ・Amazon マーケットプレイスに捜査のメスを入れる。</p> <p>何度か指摘した NTT 東西の光回線終端装置以外に、マイクロソフト社のプロダクトキーの非正規販売(不正競争防止法違反)が警察等の取り締まり時間外である夜間・土日祝日を限定としたゲリラ販売が横行している。</p> <p>オークションでのマイクロソフト office の違法販売が酷く、本来はボリュームライセンスで企業に販売されたプロダクトキーを一般個人に転売し、インターネット VPN を悪用し、企業所有 PC にインストールしたと見せかける方法がヤフオク・メルカリの個人販売で横行しています。</p> <p>他企業に著しい迷惑行為を放置しているにもかかわらず、何等かの強制措置が何もされてない事自体おかしい事である。</p> <p>また、楽天も楽天 Room という個人売買プラットフォームで悪質な情報商材売買が横行している。</p> <p>10年以上前から、大量のスパムサイトで利用者の多いサイトに見せかけ、アフィリエイト報酬を詐取する詐欺行為を推奨する違法行為のノウハウを「情報商材」として販売する手法が若年層を中心に広まり、大学生が「ノマドワーカー」「せどり」といったマルチ商法で多額の借金を背負う被害が増加しています。</p> <p>楽天 Room と Amazon マーケットプレイスがこの詐欺師を放置し被害を拡大させている悪質サービスであり、即刻事業停止命令が必要なレベルである。</p> <p>被害者数・被害額ともかつて横行し詐欺として淘汰された「ペニーオークション」と同等かそれ以上である。</p> <p>各通信会社も「類似する商売は絶対にしたくない」「楽天・ソフトバンク・Amazon」の態度が改まるまで広告出稿や提携を止める等の IT 企業間での制裁も必要ではないか？</p>

	(個人B)
-	<p>「サイバーセキュリティ対策」が重要な構造と、私し個人は思います。例えばですが、「センサー技術、ネットワーク技術、デバイス技術」から成る「CPS(サイバーフィジカルシステム)」の導入により、「ゼネコン(土木及び建築)、船舶、鉄道、航空機、自動車、産業機器、家電」等が融合される構造と、私は考えます。具体的には、「電波規格(エレクトロリカルウェーブスペック)」及び「通信規格(トランスミッションスペック)」での「回線(サーキット)」の事例が有ります。(ア)「通信衛星回線(サテライトシステム)」における「トランスポンダー(中継器)」から成る「ファンクションオード(チャンネルコード及びソースコード)」のポート通信での「DFS(ダイナミックフレカンシーセクション)」の構造。(イ)「電話回線(テレコミュニケーション)」における基地局制御サーバーから成る「SIP サーバー(セッションイニテーションプロトコル)」の構造。(ウ)「インターネット回線(ブロードバンド)」における ISP サーバーから成る「DNS サーバー(ドメインネームシステム)」の構造。(エ)「テレビ回線(ブロードキャスト)」における「通信衛星回線、電話回線、インターネット回線」の構造。具体的には、「方式(システムスペック)」での「回線(サーキット)」の事例が有ります。(ア)「3G(第 3 世代)」における「GPS(グローバルポジショニングシステム)」から成る「3GPP 方式(GSM 方式及び W-CDMA 方式)」の構造。(イ)「4G(第 4 世代)」における「LTE 方式(ロングタームエボリューション)」から成る「Wi-Fi(ワイアレスローカルエリアネットワーキング)」の構造。(ウ)「5G(第 5 世代)」での「NR(New Radio)」における「MCA 方式(マルチチャンネルアクセス)」から成る「DFS(ダイナミックフレカンシーセクション)」の構造。具体的には、「情報技術(IT)」及び「人工知能(AI)」での「回線(サーキット)」の事例が有ります。(ア)クラウドコンピューティングでは、「ビッグデータ(BD)」から成る「データベース(DB)」の導入により、IT ネットワークの構造。例えばですが、ファイアーウォールにおける強化では、ルーターとスイッチを挟み込む様に導入する事で、「クラウド側(プロバイダー側)←ルーター⇄ファイアーウォール⇄スイッチ→エッジ側(ユーザー側)」を融合する事で、ハードウェアの強化の構造。(イ)エッジコンピューティングでは、Web 上における「URL(ユニフォームリソースロケーター)」での「HTML(ハイパーテキストマークアップラングエッジ)」から成る「API(アプリケーションプログラミングインタフェース)」に導入により、「HTTP 通信(ハイパーテキストトランスファープロトコル)」における暗号化によるソフトウェアでの「HTTPS(HTTP over SSL/TLS)」の融合により、AI ネットワークの構造。具体的には、「サイバー空間(情報空間)」及び「フィジカル空間(物理空間)」での「回線(サーキット)」の事例が有ります。(ア)「サイバー空間(情報空間)」では、「SDN/NFV」における「仮想</p>

	<p>化サーバー(メールサーバー、Web サーバー、FTP サーバー、ファイルサーバー)」から成る「リレーポイント(中継点)」での「VPN(バーチャルプライベートネットワーク)」が主流な構造。(イ)「フィジカル空間(物理空間)」では、「AP(アクセスポイント)」が主流な構造。</p> <p>要約すると、「ボット(機械における自動的に実行する状態)」による「DoS 攻撃」及び「DDoS 攻撃」でのマルウェアにおける「C&Cサーバー(コマンド及びコントロール)」では、「LG-WAN(ローカルガブメントワイドエリアネットワーク)」を導入した「EC(電子商取引)」の場合では、クラウドコンピューティング及びエッジコンピューティングにおける「NTP(ネットワークタイムプロトコル)」の場合では、「検知(ディテクション)⇒分析(アナライズ)⇒対処(リアクションメソッド)」での「サイバーセキュリティ対策」が重要と、私は考えます。</p> <p>(個人C)</p>
-	<p>光回線はほぼほぼ NTT 東西の独占寡占状態であり、さらに今後安価であった ADSL サービスを廃止し、高速でも高価な光回線サービスを押し売りするなどもつてのほか。別にそこまで高速な固定ネット回線など求めていないし、実効スループットは8Mbps くらい出ればなにも困ることはない。要するに ADSL で十分であった。</p> <p>そこを NTT が一方的にサービス停止を突きつけて、さらに光回線の値下げを行うでもなく、今までの ADSL ユーザーから半強制的に高額な回線月額料を取るのはいはや詐欺に近いと言える。</p> <p>総務省は携帯電話で NTT を始め大手キャリアに何度も指導してはいるが、固定ネット回線についての NTT 東西への指導が甘すぎる。全くもって不行き届きだ。だからなんの指導もないし、美味しいドル箱だから NTT はこのままでいいやなどと増長しているのだ。</p> <p>庶民から高額な月額料金をむしり取ろうとする(今まさにしている)そんな NTT 東西への指導をきっちり国民が分かるように行っていただきたい。</p> <p>光回線が 100Mbps で月額 2,000～いっても 2,500 円程度で利用できるようにしっかりと指導や、その他この問題についての社会への告知を行っていただきたい。</p> <p>国民が貧富の区別無く、誰しものが次世代インターネットの恩恵を気軽に享受できるように総務省の介入が1日も早く、そして強く望まれている。</p> <p>(個人D)</p>